

蔵王町公告第 7 号

入 札 公 告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び蔵王町財務規則（平成 7 年 3 月 28 日規則第 7 号）第 91 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 7 日

蔵王町長 村 上 英 人

1 入札に付す工事

- | | |
|-------------|---|
| (1) 工 事 名 | 令和 7 年度（債務）蔵王町立蔵王中学校新築工事 |
| (2) 工 事 場 所 | 蔵王町大字円田字西浦上地内 |
| (3) 工 期 | 契約締結日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日まで |
| (4) 工 事 概 要 | 工事種別 新築工事（総延床面積 8,516.77 m ² ）
工事種目 建築工事 一式
電気設備工事 一式
機械設備工事 一式
昇降機設備工事 一式
外構工事 一式
主要用途 中学校
敷地面積 41,707.77 m ²
構造・面積 校舎・武道場・屋内運動場
鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2 階建て
延床面積 8,133.58 m ²
屋外倉庫・部室棟・キャノピー
鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）1 階建て
延床面積 383.19 m ² |
| (5) 支 払 条 件 | 前金払 40%以内、その他中間前金払及び部分払 有 |
| (6) 契約保証金 | 契約金額の 100 分の 10 以上の額 |
| (7) 予 定 価 格 | 金 3,400,000,000 円（消費税及び地方消費税を除く） |
| (8) 入 札 方 式 | 条件付一般競争入札 |

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、単体企業の場合は次の要件のうちA及びB、自主結成の特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の場合はA及びCを満たすこと。

A. 共通資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定に該当しないこと。
- (2) 令和 7・8 年度蔵王町競争入札参加資格の承認を受けていること。
- (3) 蔵王町建設工事入札参加業者指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 宮城県内に本社（店）、支社（店）又は営業所を有していること。
- (5) 蔵王町暴力団等排除措置要綱（平成 20 年蔵王町要綱第 24 号）別表の措置要件のいずれかに該当しないこと。

B. 単体企業に関する資格要件

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 2 項に規定する建築一式工事の特定建設業許可を受けていること。
- (2) 建設業法第 27 条の 29 に規定する経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の総合評定値（P。以下「評定値」という）が建築一式工事 1,500 点以上であること。
- (3) 公告日から起算して 10 年以内に、以下のいずれかの工事を元請（共同企業体として受注した場合は代表構成員としての実績に限る）として受注し、完成した実績があること。
 - ① 国又は地方公共団体が発注した工事対象部分の延床面積が 4,000 m²以上の 2 階建て以上かつ構造が RC 造又は SRC 造の公共施設の新築、増築又は改築工事
 - ② 公共法人又は学校法人が発注した工事対象部分の延床面積が 4,000 m²以上の 2 階建て以上かつ構造が RC 造又は SRC 造の教育施設の新築、増築又は改築工事
- (4) 建設業法の規定による建築一式工事の監理技術者を当該工事現場に専任で配置し、かつ適正な人員を配置できること。監理技術者は、B（3）のいずれかの工事の施工管理経験を有し、入札参加受付の手続きを行った日より 3 か月以上前から入札参加業者と直接的な雇用関係にあること。

C. 共同企業体に関する資格要件

次のすべての要件を満たす者であること。

なお、共同企業体の名称は「〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体」とする。

- (1) 建築一式工事の特定建設業許可を受けていること。
- (2) 構成員数は 2 社又は 3 社とし、各構成員の出資比率の最小限度は 2 社の場合は 30% 以上、3 社の場合は 20% 以上とし、代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。

- (3) 共同企業体の代表構成員（以下、「代表構成員」という。）は、建築一式工事の総合評価値が 1,300 点以上かつ、以下の工事のうちいずれかの工事を公告日から起算して 10 年以内に元請（共同企業体として受注した場合は代表構成員としての実績に限る）として受注し、完成した実績があること。
- ① 国又は地方公共団体が発注した工事対象部分の延床面積が 4,000 m²以上の 2 階建て以上かつ構造が RC 造又は SRC 造の公共施設の新築、増築又は改築工事
- ② 公共法人又は学校法人が発注した工事対象部分の延床面積が 4,000 m²以上の 2 階建て以上かつ構造が RC 造又は SRC 造の教育施設の新築、増築又は改築工事
- (4) 代表構成員は、建設業法の規定による建築一式工事の監理技術者を当該工事現場に専任で配置し、かつ適正な人員を配置できること。監理技術者は、C(3)のいずれかの工事の施工管理経験を有し、入札参加受付の手続きを行った日より 3 か月以上前から入札参加業者と直接的な雇用関係にあること。
- (5) 代表構成員以外の構成員は、建築一式工事の総合評価値が 850 点以上かつ建設業法の規定による建築一式工事の技術者を当該工事現場に専任で配置できること。技術者は、入札参加受付の手続きを行った日より 3 か月以上前から入札参加業者と直接的な雇用関係にあること。

3 入札参加手続等

入札参加手続等については、以下及び「5 入札日程」のとおりとする。

(1) 担当課

区 分	担当課	住 所	電話番号
事業運営	教育総務課	蔵王町大字円田字西浦 5 番地 蔵王町ふるさと文化会館 (ございんホール)	0224-33-3008
入札参加受付・契約・工事執行監理	建設課	蔵王町大字円田字西浦北 10 番地 蔵王町役場	0224-33-2214

(2) 入札参加申請書類等の取得方法

- ① 配布開始日時 令和 7 年 5 月 7 日（水） 午前 9 時 00 分
- ② 取得方法 蔵王町公式ホームページからダウンロードすること。

(3) 設計図書等の閲覧等

蔵王町役場 2 階閲覧台において閲覧できる。

なお、設計図書等の貸出を希望する場合は、「設計図書等借用申請書」を建設課に提出すること。データを格納した CD-R1 部を貸与する。貸与品は入札日当日まで建設課に返却すること。

(4) 設計図書に関する質問等

- ① 設計図書について質問があるときは、指定の質問書に記入の上、受付期間内に建設課あて直接持参又は FAX (0224-33-3297) すること。FAX の場合は、送信後に建設課あて電話にて受信確認すること。
- ② 質問回答は、入札参加申請者全員に FAX 送信し、閲覧台に掲示する。なお、入札参加者は全ての質問内容を把握し、その内容が入札条件に含まれるものとする。
- ③ 質問受付期間以外の期間における質問は受け付けない。ただし、軽微な質問は除く。

4 入札参加申請書類

(1) 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

① 単体企業

ア 入札参加資格承認申請書（様式 1a） 2 部

（建設業許可証明書の写し、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを添付すること）

イ 施工実績調書（様式 2） 1 部

（実績を確認できる契約書の写し等を添付すること）

ウ 配置技術者届出書（様式 3） 1 部

（資格を証明する書類及び雇用関係を確認できる書類の写しを添付すること）

エ 設計図書等閲覧調書（様式 4） 1 部

② 共同企業体

ア 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格承認申請書（様式 1b） 2 部

（構成員ごとに建設業許可証明書の写し、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを添付すること）

イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式 1-2） 1 部

ウ 特定建設工事共同企業体編成表（様式 1-3） 1 部

エ 委任状（様式 1-4） 代表構成員以外の構成員ごと 1 部

オ 施工実績調書（様式 2） 1 部

（実績を確認できる契約書の写し等を添付すること）

カ 配置技術者届出書（様式 3） 構成員ごと 1 部

（資格を証明する書類及び雇用関係を確認できる書類の写しを添付すること）

キ 設計図書等閲覧調書（様式 4） 1 部

(2) 提出場所及び方法

蔵王町役場建設課へ直接持参又は郵送すること。

郵送する場合は、封筒に「入札参加申請書類在中」と朱書きし、一般書留または簡易書留により郵送し、建設課あて郵送した旨を電話連絡すること。

(3) 提出期限

「5 入札日程」のとおり。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで。最終日は午前9時から正午までとする。

(4) 入札参加資格の審査結果の通知

① 入札参加資格の審査結果については、令和7年6月11日(水)に通知を発送する。

なお、共同企業体の場合は代表構成員に発送する。

② 入札に参加する者は、通知を入札日に持参すること。

5 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所
設計図書等の閲覧	令和7年5月7日(水)から 令和7年6月23日(月)まで	蔵王町役場閲覧場(2階) 又は CD-R 貸与
入札参加資格申請期間	令和7年5月7日(水)から 令和7年5月30日(金)まで	蔵王町建設課
入札参加資格審査結果通知	令和7年6月11日(水) 発送予定	-
設計図書に関する質問受付	令和7年5月7日(水)から 令和7年5月30日(金)まで	蔵王町建設課 FAX 0224-33-3297 (TEL 0224-33-2214)
質問回答	令和7年6月9日(月) 発信予定	FAX 回答・閲覧場掲示
入札	令和7年6月23日(月) 午後2時00分から	蔵王町役場 3階 大会議室

※ 受付時間及び閲覧場開設時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時までとする。なお、入札参加資格申請及び質問受付最終日の受付時間は、午前9時から正午までとする。

6 入札方法

- (1) 日時及び場所は「5 入札日程」のとおり。
- (2) 入札参加者は、入札参加資格審査結果通知書（原本）を持参すること。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、必ず委任状を持参のうえ提出すること。
- (4) 蔵王町建設工事執行規則（平成 14 年蔵王町規則第 12 号）を遵守すること。
- (5) 入札に参加する資格のない者の行った入札、虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。この場合においては、指名停止要領に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税 10%を除いた金額）を入札書に記載すること。
- (7) 入札時に入札金額の内訳を記載した工事費内訳書を入札執行者の指示により提出すること。工事費内訳書の提出のない入札は無効とする。
- (8) 入札執行回数は、1 回を限度とする。

7 入札保証金 免除する。

8 最低制限価格 設定あり。

9 落札者の決定等

- (1) 入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 請負契約締結に当たり、落札者は消費税法に定める課税事業者か免税事業者かを確認するので届出書を提出すること。

10 契約保証金

契約保証金の額は、請負代金の額の 100 分の 10 以上の額とする。

ただし、有価証券の提供又は金融機関もしくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

11 契約の締結

- (1) 蔵王町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年 3 月 23 日条例第 86 号）第 2 条の規定により、この契約の効力は蔵王町議会の議決を経てから効力が生ずるため、それまでの間は仮契約を締結するものとする。
- (2) 落札者の決定後、この入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が「2 入札参加資格」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該契約を締結しないことがある。

12 入札の中止、延期等

入札が適正に行われないおそれがあるときは、入札を延期又は取り止めることがある。

13 その他

- (1) 入札参加者は、入札参加心得を熟読し遵守すること。
- (2) 本工事は、週休 2 日工事【交替制】とし、宮城県土木部「週休 2 日工事」実施要領を準用するものとする。なお、契約後に受注者が【現場閉所型】を希望する場合は、協議の上変更することができるものとする。ただし、契約額は変更しない。
- (3) 入札に関する条項に違反した入札は無効とする。

14 入札手続における担当課・問合せ先 蔵王町建設課 電話 0224-33-2214